

令和4年10月5日

区内不動産店の皆様へ

新宿区長 吉住 健一

東京都パートナーシップ宣誓制度についてお願い

日頃より、新宿区の住宅行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、東京都では、別紙のとおり、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、届出されたことに対して受理証明書を発行する「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、令和4年11月から運用を開始します。

この制度においては、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者を対象としています。

区といたしましても、「新宿区立住宅管理条例」を改正し、区立住宅にパートナーシップ関係の方も入居できるようにするなど、取組を行っていく予定です。

つきましては、貴店においても、パートナーシップ関係にある方の民間賃貸住宅への入居等に関し、本制度の趣旨をご理解、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

新宿区都市計画部住宅課長 堀里  
電話 5273-3759